

# 斑鳩町立斑鳩中学校 いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、人として決して許されない行為であり、「どの子どもも、どの学級にも、どの学校にも起こり得る」ことである。また、誰もが被害者にも加害者にもなり得ることを踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人間の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

このことから、いじめ問題への取組にあたって、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。

本校では学校教育全体を通して、生徒一人一人に「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校土壌」づくりを目指す。

そのため、すべての教職員自らが、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に未然防止の取組を進めることにより、学校生活の中で、生徒等が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

斑鳩中学校は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年 9 月 28 日施行）第 13 条の規定及び斑鳩町・国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を以下の通り策定した。

## 1 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校、家庭、地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行う必要がある。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場になって行う必要がある。いじめの認知は、特定の教職員のみで行うことなく、「いじめ問題対策委員会」で協議して行う。

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

## (2) いじめの認識

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- いじめの加害生徒等・被害生徒等は入れ替わることが起こり得るものである。
- いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
- いじめは、加害生徒が冗談やからかい、その気がなくても、当該生徒が心身の苦痛を感じたら、「いじめ」とする。
- 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。
- 暴力をふるう、金品を盗む、たかる、誹謗中傷等の行為は犯罪である。

## (3) いじめの態様

- ①冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。〈脅迫、名誉毀損、侮辱〉
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。〈侮辱〉
- ③わざとぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。〈暴行、傷害〉
- ④金品をたかられる〈恐喝〉
- ⑤金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。〈窃盗、器物破損〉
- ⑥いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。〈強要、強制猥褻〉
- ⑦インターネット掲示板、SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。〈名誉毀損、侮辱〉

## 2 いじめの防止のための未然体制

### (1) いじめの防止等のための組織の設置〈22条〉

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる「いじめ問題対策委員会」を設置する。

### (2) いじめ防止等に係る年間計画の作成【年間計画・別紙1】

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。

年間計画の作成にあたっては、生徒等への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。

## 3 いじめの問題への取組【いじめ防止等のための組織・別紙2】

### (1) 未然防止

いじめ問題では「いじめが起こらない学校づくり」を基盤に未然防止に取り組むことが最も重要である。未然防止の基本は、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、規律ある態度で授業や行事に活動する学校づくりを進めていくことである。

そのためにも教育活動全体で全ての生徒が活躍できる場面を作り出さなければならない。「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校・学級づくりを進め、全ての生徒に集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係・学校土壌を作り出していく必要がある。

### 具体的な取組

- お互いを思いやる集団づくりに学校全体で取り組む。
- いじめを決して許さない学級経営の充実に努める。
- 教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、基礎基本の学力の定着を図るとともに、行事・特別活動を通じて自己肯定感を育てる。
- 教育活動全体を通じて、道徳教育の充実に努める。
- 保護者・地域との連携を図る。

### (2) 早期発見

いじめは、教職員が気づきにくいところで多く起きており、潜在化しやすい。生徒たちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められる。そのために、教職員は自覚と責任を持って、問題の早期発見に努めなければならない。

### 具体的な取組

- 日頃から生徒との信頼関係の構築に努め、生徒の小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 登下校・休み時間・掃除時間等、教師の目に付きにくい場所での生徒の様子を把握する。
- 年2回のアンケート調査、個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
- 保護者からの相談、地域からの情報を収集する。

### (3) 早期対応

予兆も含め、いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害生徒等を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害生徒等に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。

ただし、形式的に謝罪や責任を問うことにのみ重点を置かず、生徒の人間性の成長に主眼を置いた指導を行う。また、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携して対応に当たる。いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと判断できる場合は、教育委員会の指導の下、警察署と相談して対応する。

### 具体的な取組

- いじめの事実の有無を確認する。
- いじめがあったと認知した場合、「組織」で指導・支援体制を組む。
- いじめを受けた生徒・保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。
- 必要に応じて、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるように配慮する。

### (4) 再発防止

いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず継続的に指導を行う。

### 具体的な取組

- 見守りの継続、声かけ、指導の継続を行う。

#### 4 重大事態への対応

生徒等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに県教育委員会に報告を行うとともに、いじめ問題対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。

なお、事態によっては、町及び町教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

#### 5 その他

「地域に開かれた、信頼される学校」となるよう、いじめ防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。

# 令和2年度 いじめ防止等に係る年間計画

【別紙1】

	未然防止	早期発見	研修	行事・関連機関
4月	いじめ問題対策委員会 道徳・学活	家庭訪問	職員会議いじめ共通理解 生指会議	あいさつ運動 生徒会集会 人権を確かめ合う日(毎月)
5月	いじめ対応委員会 小中連絡会 道徳・学活		職員研修生徒理解 生指会議	あいさつ運動 全校集会(いじめ撲滅宣言)
6月	道徳学活	教育相談週間 いじめアンケート	生指会議	あいさつ運動 生徒総会
7月	いじめ問題対策委員会	三者懇談	職員会議いじめ共通理解 生指会議	あいさつ運動 差別をなくす強調月間 防犯教室
8月			職員いじめ研修	
9月	いじめ問題対策委員会 道徳・学活		生指会議	あいさつ運動 文化祭
10月	道徳・学活		生指会議 職員会議いじめ共通理解	あいさつ運動 体育大会 合唱音楽会
11月	いじめ問題対策委員会 道徳・学活	授業参観 アンケート調査 教育相談週間	生指会議	あいさつ運動 職場体験学習 ネット・スマホ講演会
12月	道徳・学活	三者懇談	職員会議いじめ共通理解 生指会議	あいさつ運動 文化人権講演会
1月	道徳・学活		生指会議 人権研修	あいさつ運動
2月	いじめ問題対策委員会 道徳・学活		生指会議 人権公開授業研修	あいさつ運動 学校評議員会
3月	小中連絡会		職員会議いじめ共通理解 生指会議	あいさつ運動

## 未然防止に向けて

- 認め合い支え合う集団づくり
  - ・「居場所」づくりと「絆」づくり
  - ・「自己有用感」、「自己肯定感」を育む授業や学校行事等
  - ・生徒等の行う自主的ないじめ防止等に関わる活動への支援
- 人権意識の高揚と豊かな心の育成
  - ・道徳教育の充実
  - ・人権教育の充実
- 情報教育の充実
  - ・情報モラル教育の推進
  - ・家庭におけるルールづくり等の啓発
- 生徒等の様子の把握
  - ・共感的生徒理解

## 早期発見に向けて

- 情報の収集
  - ・教職員の“気付き力”を高める
    - ※ 校内職員研修の実施
    - 校外で行われる研修会への参加
  - ・生徒等、保護者、地域からの情報収集
  - ・休み時間等の校内巡視
  - ・定期的な面談による情報収集(生徒等・保護者)
  - ・アンケート調査の定期的な実施
    - 生徒へのアンケート調査の実施
    - ※保護者へのアンケート調査の実施
- 相談体制の充実
  - ・いじめ相談窓口の設置(校内)
  - ・いじめ相談窓口の周知(校外)
- 情報の共有
  - ・報告の徹底と、全教職員による情報共有

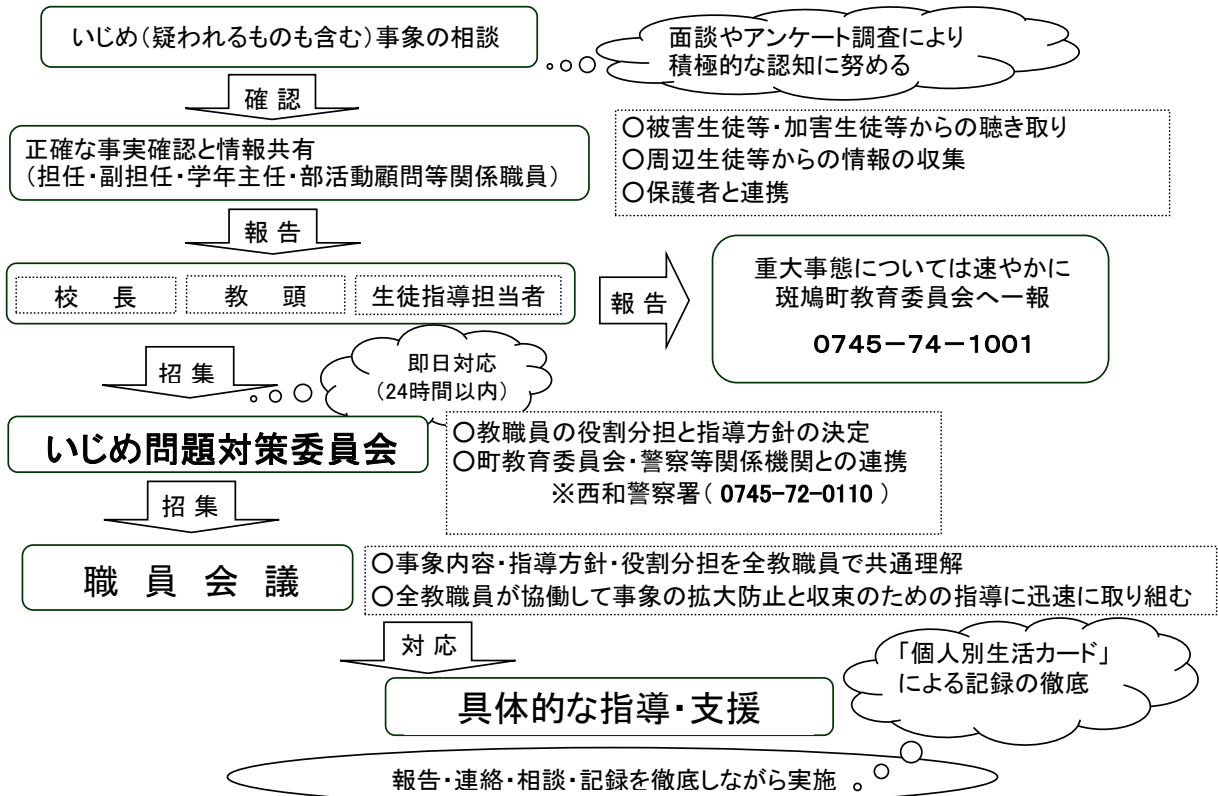
**いじめ問題対策委員会** 22条

校長・教頭・生徒指導担当者・人権教育担当者  
 学年主任・教育相談コーディネーター  
 生徒指導部員・養護教諭 等

○学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。  
 ○委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

※必要に応じて臨床心理士等の外部専門家の参加を願う

組織対応の流れ



被害者への支援	加害者への指導	友人・知人への指導・支援 (観衆・傍観者等)
<p>共感的に受け止める</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○伝えること                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校として「何としても守る」という姿勢</li> <li>・プライバシーの保護</li> </ul> </li> <li>○確認すること                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体の被害状況(診断書)</li> <li>・金品の被害状況</li> <li>・カウンセリングの必要性</li> <li>・警察への被害申告の意志</li> </ul> </li> <li>○留意すること                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・再発や潜在化</li> <li>・保護者への説明と保護者の考えの確認</li> </ul> </li> </ul>	<p>毅然とした態度で</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○伝えること                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめは決して許されない行為であること</li> <li>・いじめられた側の心の痛み</li> <li>・自分の行為が重大な結果に繋がった</li> </ul> </li> <li>○確認すること                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンセリングの必要性</li> </ul> </li> <li>○留意すること                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・加害者の心理的背景(ストレス・自己存在感等)</li> <li>・加害者が被害者になること</li> <li>・保護者との連携</li> </ul> </li> </ul>	<p>みんなを守るという姿勢</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○伝えること                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめられた側の心の痛み</li> <li>・観衆や傍観者も加害者であること</li> <li>・プライバシーの保護</li> </ul> </li> <li>○確認すること                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンセリングの必要性</li> </ul> </li> <li>○留意すること                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・観衆や傍観者が被害者になること</li> </ul> </li> </ul>

再発防止のための保護者・地域と連携した見守り

町教育委員会への報告

**重大事態への対応**

- ・速やかに町教育委員会に報告するとともに、必要に応じて警察等関係機関に連絡する
- ・町教育委員会の支援のもと、管理職を中心として学校全体で組織的に対応、迅速に事案解決に努める
- ・事案により、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急の保護者会等の開催について検討する
- ・マスコミ等の対応は管理職を窓口とする